

○登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程

平成31年 3 月29日

告示第85号

登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成17年登米市告示第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号）第2条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、市の発注に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）並びに当該資格の審査等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格を定める業種）

第2条 市長は、次に掲げる業種について、入札参加資格を定める。

- （1） 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）
- （2） 建設工事に係る委託業務（建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等をいう。以下同じ。）
- （3） 役務の提供及びこれに準ずる業務
- （4） 物品の製造・販売及びこれに準ずる業務

（入札参加資格要件）

第3条 入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請を行う者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- （1） 審査基準日において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び同条第2項に該当しないこと。
- （3） 国税及び地方税を滞納していないこと。
- （4） 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年登米市告示第227号）第3条に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （5） 入札参加資格を得ようとする業種に係る営業に関して、法令等の定めにより必要とされている資格（登録、許可、免許その他法令上満たすべきすべての要件をいう。以下「法令上必要な資格」という。）を有していること。
- （6） 建設工事業者においては、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行っていること（当該届出義務がない場合を除く。）。

2 建設工事の資格審査の申請を行う者にあつては、前項に定める要件に加え、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 建設業法第2条第3項に規定する建設業者であること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(資格審査の実施)

第4条 資格審査は、2年に1回、定期の審査（以下「定期審査」という。）を行うほか、定期審査を行った年の翌年に追加の審査（以下「追加審査」という。）を行うものとする。

2 資格審査の実施に当たっては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を定め、市広報紙への掲載、市契約事務担当課ホームページへの掲載の方法により周知を図るものとする。

- (1) 資格審査の申請方法
- (2) 資格審査の申請に必要な書類、当該書類の作成方法等
- (3) 資格審査の申請受付時期
- (4) 資格審査の申請を受け付ける業種及び登録項目
- (5) その他市長が必要と認める事項

(随時の資格審査の実施)

第5条 市長は、前条の資格審査のほかに、随時の資格審査（以下「随時審査」という。）を行うことができるものとし、随時に受付を行うものとする。

2 随時審査は、第2条各号に掲げる全ての業種について、市内業者（市内に主たる営業所又は従たる営業所を有する者をいう。以下同じ。）に限り行うものとする。ただし、市内業者以外のものであっても、特に市長が認める場合は、随時審査を行うことができる。

(資格審査申請)

第6条 資格審査を申請する者（以下「申請者」という。）は、入札参加資格申請書に、業種に応じて必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(申請書等の提出時期及び提出方法)

第7条 前条に掲げる書類（以下「申請書等」という。）の提出期間は、定期審査又は追加審査を実施する年の1月から2月までの間で市長が定める期間とする。

2 申請書等は、電子申請（電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用した方法で、市が指定するものをいう。以下同じ。）により提出するものとする。ただし、市内業者にあつては、電子申請が困難である場合その他やむを得ない場合に限り、郵送又は持参により申請書等を提出することができる。

(資格審査及び名簿登録)

第8条 市長は、申請書等の提出があつたときはこれを審査し、適当と認めるときは、

当該申請者を入札に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）と認定し、第2条各号に掲げる業種ごとに作成する有資格者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 資格審査結果については、申請者に通知するものとする。

（建設工事に係る資格審査の特則）

第9条 建設工事に係る資格審査については、第3条第2項各号の要件について次のとおり審査を行うものとする。

- (1) 建設業法第27条の29第1項の総合評定値を、登録項目（建設業法別表第1に掲げる建設工事の種類を指す。以下同じ。）ごとの評価点数とする。
- (2) 前号により付与された評価点数、指定する資格を有する技術者の保有人数等に応じて、次項により決定される登録項目について等級格付を行う。
- (3) 経営事項審査を受けていない者及び総合評定値の通知を受けていない者については、入札参加資格を認めないものとする。

2 建設工事業者の格付基準は別表1、発注基準は別表2を用いる。

3 有資格者となった者については、名称等を記載した文書を市契約事務担当課のホームページへの掲載によりこれを公表するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第10条 入札参加資格の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 定期審査により有資格者と認定された者 定期審査を行った直後の4月1日から翌々年の3月31日まで
- (2) 追加審査により有資格者と認定された者 追加審査を行った直後の4月1日から翌年の3月31日まで
- (3) 随時審査により有資格者と認定された者 随時審査の申請書等の提出があった日以降の指名委員会で認定された日の翌日から第1号に規定する定期審査の有効期間の終期まで

（登録事項の変更）

第11条 有資格者が前条の有効期間中に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、登米市入札参加資格審査申請書変更届により、速やかに市長に届けなければならない。

- (1) 有資格者が次のいずれかに該当することとなった場合
 - ア 個人事業主が死亡したとき。
 - イ 個人事業主が合併、破産その他の理由により消滅又は解散したとき。
 - ウ 廃業したとき（一部廃業も含む。）。
 - エ 第3条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - オ 合併、分散及び事業譲渡（営業譲渡を含む。）に伴う変更があったとき。

カ 営業形態又は法人形態の変更があったとき。

キ 法令上必要な資格について変更が生じたとき（名簿に登録された従たる営業所に関して変更が生じた場合を含む。）。

ク 入札参加資格の全部又は一部を辞退するとき。

(2) 有資格者が次に掲げる登録事項を変更した場合

ア 主たる営業所の所在地の住所、電話番号及びファクシミリ番号

イ 商号又は名称

ウ 法人にあっては代表者の役職名及び氏名、個人にあってはその者の氏名

エ 従たる営業所の代表者の役職名及び氏名

オ 従たる営業所の名称、所在地の住所、電話番号及びファクシミリ番号（従たる営業所の新設又は廃止を含む。）

2 市長は、随時に建設工事に係る有資格者の総合評定値の通知の情報を取得し、随時に等級格付の変更を行うものとする。

（入札参加資格の承継）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有資格者の資格及び格付の承継を認定することができる。

(1) 相続により有資格者の営業を承継した者

(2) 有資格者である個人営業者により設立され、その営業の譲渡を受けた会社であって、当該個人営業者が現にその取締役又は社員に就任している者

(3) 有資格者である会社の取締役又は社員であった者であって、当該会社の解散に伴い、その営業の譲渡を受けて個人営業者となった者

(4) 合併により新設された会社又は合併後に存続することとされた会社であって、その取締役又は社員に合併により解散した参加資格者である会社の取締役又は社員であった者が就任している者

(5) 有資格者である会社から営業の全部又は重要な部分の譲渡を受けた会社

(6) 前各号に掲げる者に準ずると認められる者

（委任）

第13条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（登米市競争入札参加資格の随時登録等に関する規程及び登米市競争入札参加資格登録の申請手続に関する要綱の廃止）

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 登米市競争入札参加資格の随時登録等に関する規程（平成19年告示第234号）

(2) 登米市競争入札参加資格登録の申請手続に関する要綱（平成26年告示第178号）

附 則（令和４年３月31日告示第80号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年７月27日告示第164号）

この告示は、令和４年８月１日から施行する。

附 則（令和６年９月30日告示第213号）

この告示は、令和６年10月１日から施行する。

附 則（令和７年３月31日告示第93号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第９条関係）

発注工事の種類		等級	条件	
大分類	小分類		経営事項審査の総合評価値	１級技術者数
土木工事	土木一式工事 水道施設工事	S	850点以上	11人以上
		A	700点以上	４人以上
		B	550点以上	１人以上
		C	549点以下	—
建築工事	建築一式工事	S	850点以上	7人以上
		A	700点以上	3人以上
		B	550点以上	１人以上
		C	549点以下	—
鋼構造物、しゅんせつ工事	鋼構造物、しゅんせつ工事	A	700点以上	—
		B	699点以下	—
とび・土工・コンクリート工事、解体工事	とび・土工・コンクリート工事、解体工事	A	700点以上	—
		B	699点以下	—
舗装工事	舗装工事	S	850点以上	10人以上
		A	700点以上	3人以上
		B	699点以下	—
設備工事	電気、管、機械器具設置、電気通信工事	S	850点以上	—
		A	650点以上	—
		B	649点以下	—
その他工事	大工、左官、石、屋根、タイルレンガブロック、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱	A	650点以上	—
		B	649点以下	—

	絶縁、造園、さく井、建具、消防施設、清掃施設		
--	------------------------	--	--

別表第2（第9条関係）

発注工事の種類		等級	請負工事金額の範囲
大分類	小分類		
土木工事	土木一式工事 水道施設工事	S	2,000万円以上
		A	1,500万円以上 1億円未満
		B	1,000万円以上 3,000万円未満
		C	1,000万円未満
建築工事	建築一式工事	S	3,000万円以上
		A	1,000万円以上 2億円未満
		B	500万円以上 1億円未満
		C	1,000万円未満
鋼構造物、しゅんせつ工事	鋼構造物、しゅんせつ工事	A	500万円以上
		B	500万円未満
とび・土工・コンクリート工事、解体工事	とび・土工・コンクリート工事、解体工事	A	500万円以上
		B	500万円未満
舗装工事	舗装工事	S	1,000万円以上
		A	500万円以上 1億円未満
		B	1,000万円未満
設備工事	電気、管、機械器具設置、電気通信工事	S	1,000万円以上
		A	500万円以上 5,000万円未満
		B	500万円未満
その他工事	大工、左官、石、屋根、タイルレンガブロック、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、造園、さく井、建具、消防施設、清掃施設	A	300万円以上
		B	300万円未満